平成２７年（フ）第１８４号
宮崎県西都市大字茶臼原1461番地
債務者　今井　美和
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４０号
宮崎県都城市志比田町4992番地　泉の郷２号
債務者　久保　力也
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第４１号
宮崎県都城市志比田町5777番地114
債務者　蔵留美由紀
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第５９号
宮崎県えびの市大字原田2208番地５　駅前団地２号
債務者　地主千鶴子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第２１２号
鹿児島県鹿児島市清和１丁目２番19号
債務者　大野　正博
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２１４号
鹿児島県鹿児島市千年１丁目47番２号
債務者　松下　三郎
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２１９号
鹿児島県日置市東市来町長里245番地
債務者　上和田正子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４２４号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目２番19―103号
債務者　勢﨑　元気
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３号
和歌山県新宮市三輪崎２丁目15番29号
債務者　田岡　丈二
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第８８号
青森県青森市浪岡大字北中野字北畠27番地　グループホームえにしの里、旧住所青森県青森市浪岡大字浪岡字若松80番地４　メープルの里さくら222号
債務者　野呂　テヱ
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第９３号
青森県弘前市大字新岡字萩流96番地１
債務者　山城　克郎
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第２７４号
愛知県東海市荒尾町水深24番地　２棟308号
債務者　四柳　隆二
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７８６号
愛知県瀬戸市共栄通２丁目66番地の２　スペクトル瀬戸共栄703
債務者　鈴木　達始
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９３９号
名古屋市西区枇杷島３丁目11番６号
債務者　吉田　千春
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３号
山口県下松市潮音町４丁目15番15号　シリウスα101号
債務者　蕗　　祐介
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第５６号
山口市大内矢田南６丁目５番47号　きららハイツ207、前住所山口市大内御堀3433番地９匠ハイツ202号
債務者　栗林　晶子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
北海道旭川市宮下通25丁目490番地の68　宮下ハイツ25　104号室
債務者　松橋　由美
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部